

南関東防衛



南関東防衛局

令和2年
28号



表紙：横浜港から見た横浜第2合同庁舎（南関東防衛局入居）周辺の風景

- 写真一番左建物：横浜第2合同庁舎
- 写真中央樹木：赤レンガパーク
- 写真中央観覧車：横浜コスモワールド
- 写真左手前建物：赤レンガ倉庫
- 写真中央建物：横浜ランドマークタワー
- 写真右手前建物：海上保安資料館横浜館

目次

1. 局の活動
2. 事務所たより（浜松防衛事務所）
3. お知らせ



1. 局の活動

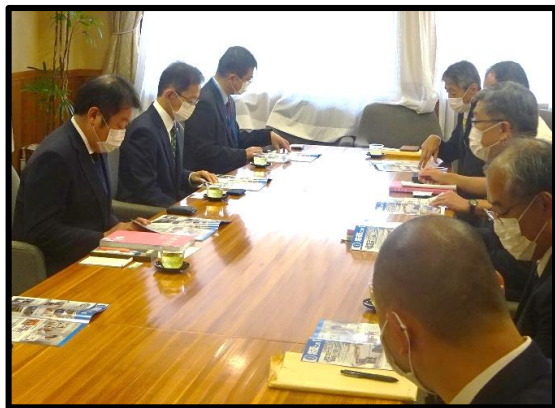
(1) 令和2年度版防衛白書の自治体説明

防衛白書は、わが国の防衛の現状とその課題及びその取組について広く内外への周知を図り、その理解を得ることを目的に刊行しております。

1970年の創刊からちょうど50周年を迎えた令和2年版防衛白書は、よりわかりやすく、使いやすい白書になるよう、様々な工夫を凝らしています。

また、表紙については、「令和」の元号は万葉集の梅の歌に由来していることから、梅の花と色を基調としたデザインにするとともに、50年前の白書の表紙にも用いられた富士山も描いています。

南関東防衛局では、地域の皆さまに防衛政策や自衛隊の活動についてご理解を深めていただくとともに、地方公共団体等との連携強化を図ることを目的として管内自治体に対し防衛白書の説明を行っています。



◆ 山梨県知事（2. 10. 5）

令和2年版防衛白書の説明は、小波局長が神奈川県、山梨県、静岡県知事等に対し実施したのをはじめ、自衛隊地方協力本部や関係部隊等と協力し、管内合計104箇所の地方公共団体等に説明を行っています。



◆ 神奈川県知事（2. 10. 29）



◆ 静岡県知事（2. 10. 20）

(2) 航空事故等連絡協議会関連

令和元年度 第33回航空事故等連絡協議会



挨拶する南関東防衛局渡部管理部長



横須賀市基地対策課村松課長

令和2年1月27日、横浜市中区横浜第2合同庁舎内において、第33回航空事故等連絡協議会年次総会が開催され、24機関約70名が出席しました。本協議会は、昭和52年、横浜市緑区で発生した航空機墜落事故を契機として、神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空事故その他不測の事故及び事故に伴う災害が発生した場合に備え、関係機関相互の迅速な連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的として、昭和62年1月20日に発足し、今年で33年目を迎えました。年次総会では、南関東防衛局渡部管理部長の挨拶の後、当局担当者から米軍機事故に関するガイドラインの改正について説明を行いました。また、横須賀市基地対策課村松課長から、令和元年11月20日に横須賀市で実施された、日米合同原子力防災訓練の概要等について説明いただきました。

(3) 建設工事関連

船越宿舎の竣工

本宿舎は、横須賀市内外に点在する老朽宿舎を集約整備すると共に、緊急時の対処能力を向上させた緊急参集宿舎施設として、横須賀市船越町に新設することとなりました。同宿舎は、鉄筋コンクリート造で地上10階・延べ床面積は約7.5千平米、地上10階・延べ床面積は約5千平米、地上9階・延べ床面積は約3.5千平米の3棟建設され、工事は平成30年度に着手、令和2年7月末に完了しました。引き続き、船越宿舎の付帯施設として、立体駐車場の整備を行う予定です。



<船越宿舎A棟外観>



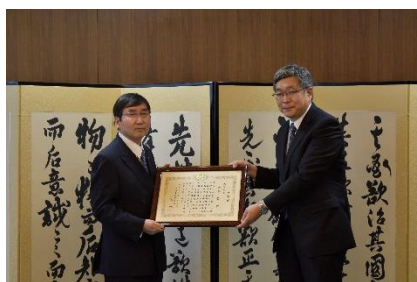
<船越宿舎A棟エントランス>

(4) 感謝状の贈呈

11月4日(水)と11月17日(火)の両日、南関東防衛局において、令和2年度における当局管内の自治体の首長への感謝状の贈呈がとり行われました。

小波局長は、防衛施設行政に理解と協力を賜っていることに謝意を述べるとともに、大和市長(大木哲氏)、忍野村長(天野多喜雄氏)、小山町長(池谷晴一氏)へ、局長感謝状を贈呈されました。

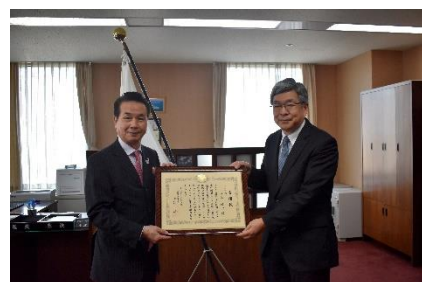
また、11月18日(水)、富士防衛事務所において、当局の渡部管理部長から、一般社団法人東富士入会組合組合長(林健治氏)と前御殿場地域振興センター所長(鈴木洋一郎氏)へ、局長感謝状が贈呈されました。



大和市長への感謝状贈呈
(11月4日)



忍野村長への感謝状贈呈
(11月17日)



小山町長への感謝状贈呈
(11月17日)

(5) 永年勤続者・賞詞表彰式

11月5日(木)、南関東防衛局において、永年勤続者表彰式と賞詞表彰式が開催されました。

本年度は、コロナ感染防止対策により多数の職員が密になることを回避するため、自衛隊記念式式典は開催せず、永年勤続者表彰と賞詞表彰についてのみ、柴田次長、各部長ら立ち合いの下で開催されました。

小波局長から、永年勤続者への大臣の言葉の代読の後、勤続勤務が25年に達した13名へ表彰状が手渡されました。

また、特に著しい功績のあった3名へ3級賞詞が授与されました。

永年勤続者被表彰者(1名欠席)

3級賞詞授与者(1名欠席)



1列目：永年勤続被表彰者と小波局長(中央)



1列目：3級賞詞授与者と小波局長(中央)

(6) 令和2年度在日米軍従業員永年勤続者表彰

在日米軍従業員永年勤続者表彰は、永年にわたり在日米軍基地に勤務してきた従業員の労をねぎらうため、10年、20年、30年及び40年勤続者の方々を表彰するものです。

例年、日米の共催により、座間地区、横須賀地区及び富士地区においてそれぞれ式典を開催しているところですが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、式典の開催を中止いたしました。

被表彰者の方々には、それぞれの監督者から表彰状及び記念品が授与されました。



座間地区：テムコ中佐、布施さん



布施さん、藤原さん

(在日米陸軍司令部提供)



横須賀地区：
クルーズさん、ファーバック大佐

(在日米海軍司令部提供)



富士地区：左から
パズ上級曹長、内田さん、小坂さん、田中さん、
江澤さん、岩田さん、ロンキリオさん、長田さん、
大胡田さん、ポウティッシュ司令官

(在日米海兵隊キャンプ富士提供)

南関東防衛局管内の受賞者数は、以下のとおりです。

勤続年数	座間地区	横須賀地区	富士地区	合計
40年	1名	32名	－	33名
30年	51名	151名	3名	205名
20年	68名	184名	1名	253名
10年	58名	173名	5名	236名
合計	178名	540名	9名	727名

2. 事務所たより

浜松防衛事務所は、浜松市中区に所在している浜松合同庁舎の8階にあります。

浜松合同庁舎の近隣には、徳川家康が築城し、約17年間在城したとして「出世城」とも言われている「浜松城」があります。

浜松防衛事務所の管轄区域は、静岡県中・西部です。

主な防衛施設として、航空自衛隊浜松基地（浜松市）、静浜基地（焼津市）、御前崎分屯基地（御前崎市）等が所在しています。

防衛施設の中には、防衛省が誇る人気スポットのひとつとして、「見て・体験して楽しむ」航空自衛隊浜松広報館「エアーク」があります。



エアーク全景

「エアーク」は、新型コロナウイルス感染防止のため休館していましたが、7月1日から施設の公開が再開されました。

また、再開と同時に、昨年3月に引退した旧政府専用機（B-747）の貴賓室等が公開されています。

公開された貴賓室では、机2台・革張り椅子5脚とソファが設置されています。

この貴賓室は、使われていた様子をそのまま再現されています。



貴賓室外観



記者会見室内観



貴賓室内観



今年度中に、F-4E Jファントム戦闘機やT-4ブルーインパルスが展示されることとなっております。

皆様、機会がありましたら、ぜひお立ち寄りください。

3. お知らせ

「ドローン規制について」のお知らせです

小型無人機等飛行禁止法により指定されている自衛隊施設／米軍施設その周辺地域（周囲約300m）の上空におけるドローン等の飛行は、原則として禁止されています。



これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

対象防衛関係施設（在日米軍施設）の管理者の同意を得て、小型無人機等の飛行を行う場合の手続きについては、対象防衛関係施設ごとに異なりますので、ご注意ください。

なお、飛行予定日の30日前までに対象防衛関係施設の管理者に申請を行う必要があるため、日数に余裕を持った手続きをお願いいたします。

- ・キャンプ座間（問い合わせ先：座間防衛事務所 046-261-4332）
- ・厚木海軍飛行場（問い合わせ先：座間防衛事務所 046-261-4332）
- ・横須賀海軍施設（問い合わせ先：横須賀防衛事務所 046-822-2254）

このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域において、ドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続きの詳細については、南関東防衛局HPをご参照ください。

米軍基地での勤務を希望される方へ

南関東防衛局では、在日米軍が円滑に駐留できるよう、横須賀海軍施設、キャンプ座間、厚木海軍飛行場等の在日米軍施設に勤務する従業員を雇用し、在日米軍にその労働力を提供する業務を行っています。当局では、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）とともに、在日米軍従業員の方々の労務管理を行っているところですが、募集業務に関してはエルモが実施しています。米軍基地での勤務に興味のある方は、エルモホームページ又は下記の支部にお問い合わせください。

また、求人情報提供メールサービスに登録すると、希望する求人情報がホームページに掲載される都度、お知らせメールが送信されますのでご利用下さい。



エルモHP
<https://www.lmo.go.jp>
右記募集用QRコード参照

求人情報

※求人情報提供
メールサービス



【お問い合わせ先】

○エルモ横須賀支部

住 所：神奈川県横須賀市米が浜通一丁目6番地 村瀬ビル 電 話：046-828-6959
担当施設：横須賀海軍施設、横浜ノースドック、池子住宅地区、鶴見貯油施設等

○エルモ座間支部

住 所：神奈川県座間市相武台一丁目46番1号 電 話：046-251-0667
担当施設：キャンプ座間、厚木海軍飛行場、相模総合補給廠、相模原住宅地区、キャンプ富士

【参考】○**主な職種内容**：事務・技術（会計、通訳、建築、機械等）
技能・労務（補修、運転、清掃、販売等）、警備・消防、医療、看護
○**雇用の種類**：常用、臨時（限定期間、時給制等）

編集後記

今年は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、様々な行事等が取りやめとなった影響で、「南関東防衛」でご紹介予定の記事も次々に取りやめとなる事態になりました。

広報誌企画委員会としては、予想もしなかった事態に困惑しつつも、あの手この手で本号までなんとか発行することでき、安堵しているところです。今後も、魅力のある広報誌「南関東防衛」作成のため、引き続き、様々な試行錯誤の中で、もがくばかりです。

【南関東防衛局HP】

お問い合わせ先：南関東防衛局企画部地方調整課（直通）045-211-7134

**レーザー光線の照射により航空機の
安全な運航を妨害することは犯罪です。
（最も重い刑で懲役3年（注））**



■レーザー光線による操縦士への影響（イメージ）

神奈川県内や東京都内で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が多発しています。航空機へのレーザー光線の照射は、パイロットの目の負傷、失明、操縦への障害に繋がり、墜落等による大惨事を地域の皆様にもたらしかねない大変危険で悪質な行為です。

航空機に向けてレーザー光線を照射している人を見かけた方は、110番通報をお願いいたします。

(注)平成28年12月、改正航空法施行規則が施行され規制強化
レーザー光線を航空機に向かって照射する行為自体に罰則（50万円以下の罰金）
刑法の威力業務妨害罪に該当する場合（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
航空危険行為処罰法の航空危険罪に該当する場合（3年以上の有期懲役）

外務省、防衛省、警察庁、国土交通省

■ 内容についてのお問い合わせにつきましては、上記のお問合せ先に御連絡願います。